

磐田市告示第359号

磐田市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業支給要綱（平成24年磐田市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和8年9月16日

磐田市長 草地博昭

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の支給対象者のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第6条の5及び第6条の17の7に規定する教育訓練受講中に、現に扶養する児童が20歳に到達した場合であっても、講座の受講終了までは支給対象者に含めるものとする。

第4条第2号中「支給額を160万円」の次に「（ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合であって当該相当額が200万円を超えるときは、200万円）」を加え、同条第3号中「支給額を240万円」の次に「（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合であって当該相当額が300万円を超えるときは、300万円）」を加え、同条第4号中「差し引いた額とする」を「差し引いた額とし、12,000円を超えない場合は支給しない」に改める。

第9条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行うものとする。

第9条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

様式第1号中

「

⑧ 資格取得 の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない
⑨ 支給方法	分割支給（6か月単位）を希望 する ・ しない
⑩ 添付書類	戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票の写し

を
」

⑧ 資格取得 の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない	
⑨ 准看護師 から看護師 の養成 機関に引 き続き進 学する予 定の有無	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が ある・ない	に改め、
⑩ 支給方法	分割支給（6 か月単位）を希望 する ・ しない	
⑪ 添付書類	戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票の写し	

「160万円」の次に「（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円）」を加える。

様式第2号中「160万円」の次に、「（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円）」を加える。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。